



長野県報

8月5日(木)
平成22年
(2010年)
第2188号

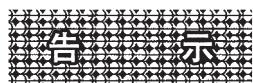
目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	2
遷延性意識障害者医療費給付実施要綱の一部改正（健康長寿課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	3
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）	4
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害者支援課）	5
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障害者支援課）	6
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業の事業計画の認定（自然保護課）	6
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	6
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	7
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	8

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	8
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	9
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	9
一般競争入札（建設政策課技術管理室）	10
土地区画整理事業の換地処分（都市計画課）	10
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	10
特定調達契約に係る一般競争入札（教学指導課）	11
一般競争入札（教学指導課）	13
正誤（交通政策課）	14
（都市計画課）	14


長野県告示第476号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	平成25年7月31日

医療推進課

長野県告示第477号

遷延性意識障害者医療費給付実施要綱（昭和55年長野県告示第409号）の一部を次のように改正します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

第2中「別表」を「別表第1」に改める。

第3ただし書中「いない者」の次に「並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害程度が2級以上に該当するもの」を加える。

第5第2項中「遷延性意識障害（遷延性植物状態）臨床個人票及び対象患者の住民票の写し」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 遷延性意識障害（遷延性植物状態）臨床個人票
- (2) 対象患者の住民票の写し
- (3) 対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべて者の所得及び第3第3号に規定する者であることを確認することができる書類

第6中「第9」を「第10」に改める。

第7中「合計額」の次に「から第8に規定する額を控除して得た額」を加え、同第7第1号中「、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」及び「（昭和57年法律第80号）」を削る。

第11を第13とし、第10を第12とし、同第12の前に次のように加える。

（給付内容の取消し）

第11 知事は、第3に掲げる要件に該当しなくなつたものと認められるときは、医療費の給付内容を取消すことができる。

第9中「対象患者の住民票の写し」を「第5第2項第2号及び第3号に掲げる書類」に、「住民票の写しの」を「同項第2号に掲げる書類の」に改め、同第9を第10とし、第8を第9とする。

第7の次に次のように加える。

（一部負担金）

第8 対象患者が負担する医療費に係る一部負担金は、1月につき別表第2に定める額を限度とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の別表を加える。

（別表第2）（第8関係）

遷延性意識障害者医療費給付における

患者一部負担月額限度額表

階層区分	対象患者の一部負担の月額限度額（円）
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべて者の当該年度の市町村民税が非課税	2,500
対象患者本人の収入額（対象患者が18歳未満の場合にあっては、当該対象患者の扶養義務者のいずれもの収入額）が800,000円以下の場合	5,000
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべて者の当該年度の市町村民税（所得割）年額の合算額が33,000円未満の場合	5,000
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべて者の当該年度の市町村民税（所得割）年額の合算額が33,000円以上235,000円未満の場合	10,000
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべて者の当該年度の市町村民税（所得割）年額の合算額が235,000円以上の場合	20,000

（備考） 1 この表における「当該年度」とは、申請日の属する年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）とする。

2 「市町村民税が非課税の場合」とは、申請日の属する年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）において市町村民税が課税されていない場合（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定により免除されている場合を含む。）をいう。

3 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があつた場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

附 則

（適用期日）

1 この告示による改正後の遷延性意識障害者医療費給付実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成22年10月1日以降の医療給付から適用する。

（経過措置）

2 平成22年9月30日において現にこの告示による改正前の遷延性意識障害者医療費給付実施要綱（以下「旧要綱」という。）第6の規定による受給者証の交付を受けている者に該当し、かつ、同年10月1日以降も引き続き当該受給者証の交付を受けている者（以下「経過措置対象者」という。）に対する同日から平成23年9月30日までの間の医療給付については、なお従前の例による。

3 経過措置対象者のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けているもの（障害程度が2級以上である者に限る。）に係る平成23年10月1日から平成25年9月30日までの間における新要綱第3の規

定の適用については、新要綱第3中「者並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害程度が2級以上に該当するもの」とあるのは、「者」とする。

4 経過措置対象者（前項の規定により引き続き医療給付を受けることとなる者を含む。）に係る平成23年10月1日から平成25年9月30日までの間における医療費の給付額は、新要綱第7の規定にかかわらず、新要綱第7第1号及び第2号に規定する額の合計額に入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）に基づき算定した額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額から新要綱第8に規定する額を控除した額とする。

(1) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の100

(2) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の50
 5 旧要綱第3に規定する対象患者に該当し、かつ、身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳（障害程度が2級以上であるものに限る。）の交付を受けた者（経過措置対象者を除く。）（以下「特例対象者という。）に対する新要綱第3の規定の適用については、当分の間、新要綱第3中「者並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害程度が2級以上に該当するもの」とあるのは、「者」とする。この場合において、特例対象者に対する医療費の給付額は、新要綱第7の規定にかかわらず、新要綱第7第2号に規定する額から新要綱第8に規定する額を控除した額とする。

健康長寿課

長野県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター上丸子	上田市上丸子1653-1 古川ビル201	平成22年8月1日
ハッピーリタイアコンサルティング株式会社	ふくやケアサービス	茅野市玉川3314-1	平成22年8月1日
介護24合同会社	介護24諫訪	諫訪郡下諫訪町栄町5031	平成22年8月1日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
スポーツメディア株式会社	アクネス佐久平	佐久市三河田482-1	平成22年8月1日
特定非営利活動法人たつの介護センター	第二宅老所ゆうちゃん家	上伊那郡辰野町伊那富字家東6266番地3	平成22年8月1日
特定非営利活動法人新緑のめばえ	宅老所けやき	松本市笠賀1918番地	平成22年8月1日
社会福祉法人すばる安曇野共生会	穂高苑デイサービスセンター	安曇野市穂高有明7394-21	平成22年8月1日
株式会社毛利	デイサポートこまち川中島	長野市川中島町上氷鉈532番地1	平成22年8月1日

(3) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ハイネスライフ	短期入所生活介護ホスピスケア朝日	長野市南堀137番地1	平成22年8月1日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター上丸子	上田市上丸子1653-1 古川ビル201	平成22年8月1日
ハッピーリタイアコンサルティング株式会社	ふくやケアサービス	茅野市玉川3314-1	平成22年8月1日
介護24合同会社	介護24諫訪	諫訪郡下諫訪町栄町5031	平成22年8月1日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
スポーツメディア株式会社	アクネス佐久平	佐久市三河田482-1	平成22年8月1日
特定非営利活動法人たつの介護センター	第二宅老所ゆうちゃん家	上伊那郡辰野町伊那富字家東6266番地3	平成22年8月1日

特定非営利活動法人新緑のめば え	宅老所けやき	松本市笛賀1918番地	平成22年8月1日
社会福祉法人すばる安曇野共生 会	穂高苑デイサービスセンター	安曇野市穂高有明7394-21	平成22年8月1日
株式会社毛利	デイサポートこまち川中島	長野市川中島町上氷鉋532番地1	平成22年8月1日
(3) 介護予防短期入所生活介護			
事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 指定した年月日			
社会福祉法人ハイネスライフ	短期入所生活介護ホスピスケア朝日	長野市南堀137番地1	平成22年8月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第479号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
鹿野 純子	心臓 呼吸器	南佐久郡川上村原308 国民健康保険川上村診療所
吉田 拓弘	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 ぼうこう又は直腸	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
櫻井 智明	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	小諸市大字滋野甲560-1 医療法人さくら会 櫻井クリニック
福士 剛彦	腎臓	千曲市上山田温泉3-34-3 医療法人長野寿光会 上山田診療所
田邊 哲	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫 肝臓	南佐久郡佐久穂町大字高野町730-1 たなべ診療所
赤羽 賢浩	肝臓	大町市大町3130 市立大町総合病院
林田 美江	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器	大町市大町3130 市立大町総合病院
遠藤 希彦	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	塩尻市大字宗賀1295 医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院
水口 千佳	視覚	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財團慈泉会 相澤病院

中川理子	音声・言語 肢体不自由 心臓 呼吸器	南佐久郡南牧村大字海ノ口966-3 南牧村出張診療所
水上佳樹	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫	飯田市八幡町438 飯田市立病院
佐藤裕之	視覚	飯田市八幡町438 飯田市立病院
山田哲也	視覚	須坂市大字須坂1332 地方独立行政法人 長野県立病院機構 県立須坂病院
山本洋	免疫	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
新津義文	肝臓	大町市大町3130 市立大町総合病院
下平和久	肝臓	須坂市大字須坂1332 地方独立行政法人 長野県立病院機構 県立須坂病院
熊谷嘉隆	心臓 腎臓 呼吸器	飯田市鼎中平1936 医療法人社団健和会 健和会病院
堀昭作	肢体不自由	松本市巾上9-26 医療法人社団中信勤労者医療協会 松本協立病院
村山秀喜	呼吸器	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

障害者支援課

長野県告示第480号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
宮坂忠篤	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	塩尻市大門6-4-36 医療法人雄久会 塩尻病院
松浦宏樹	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
有賀浩子	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	松本市中央3-7-8 ミモザ・マンマクリニック
多田秀穂	上伊那郡辰野町大字伊那富3351 町立辰野総合病院	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院
山浦修一	小県郡長和町古町2857 国保依田窪病院	上田市長瀬3441-4 山浦内科クリニック
津野隆久	飯田市八幡町438 飯田市立病院	松本市波田4417-180 松本市立波田総合病院
佐藤吉彦	松本市波田4417-180 松本市立波田総合病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院

障害者支援課

長野県告示第481号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
荻原 勤彦	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	平成22年5月1日
加藤 浩康	須坂市大字須坂1332 地方独立行政法人 長野県立病院機構 県立須坂病院	平成22年3月31日
藤松 利浩	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	平成22年6月30日
小平 農	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	平成22年3月31日

障害者支援課

長野県告示第482号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第32条第3項の規定により、次の保護回復事業の事業計画を認定しました。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 認定を受けた者の住所及び氏名
東御市県281-2
浅間山系ミヤマシロチョウの会 会長 柳沢 孝
- 2 認定を受けた保護回復事業の事業計画
浅間山系ミヤマシロチョウの会保護回復事業計画

自然保護課

長野県告示第483号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信州新町山穂刈字栗屋3750の1、3750の3、3751、3754の1から3754の3まで、3754のロ、3755の1、3756の1、3757の1、3760、3765の1、3768のロ、3843、3856、3858のイ、3858のロ、3858のハ、3859から3863まで、3864のイ、3864のロ、3865のイ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第484号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊那市西春近639の11、1759
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西春近639の11・1759（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第485号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

大町市八坂字場口畠6892、6894の1、字北ノ沢6903、10838、字楮畠10829の1、10831の1、10833、字鶯畠ケ10832のハ、10840、10841、10858、10860、字道祖神10895の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第486号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡北相木村字板置場5589の1、5589の4、字木次原5603の1、5609の1から5609の3まで、5609の7、5609の18、5613の4、5613の5、5614の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第487号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村長島436、650

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第488号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（基盤図作成）

2 作業期間

平成21年11月6日から平成22年3月19日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

長野県告示第489号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（基盤図作成）

2 作業期間

平成21年12月4日から平成22年3月19日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

選告示第77号

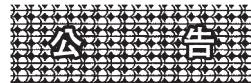
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成22年8月5日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表中 「35,429」 を 「35,401」 に、
 「361,903」 「」 「」 「」
 「17,761」 を 「17,726」 に、「105,068」 を
 「」 「」 「」
 「104,747」 に、「38,454」 を 「38,382」 に、
 「」 「」 「」
 「26,587」 を 「26,551」 に改める。

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月5日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ841台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年1月1日から平成27年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月15日（水）午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成22年9月14日（火）午後5時